

令和6年度 台東区こどもクラブ利用案内 (4月1日用)

こどもクラブは、児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業です。令和6年4月から利用を希望する方は、下記のとおりにお申し込みください。

※現在利用している方が引き続き利用を希望する場合も、申し込みが必要です。



1. 利用の申し込みができる方

台東区内に居住する小学生で、放課後に保育する保護者がいない児童が対象です。利用要件の「1. 保護者の状況」と「2. 児童の状況」の両方に該当する方が申し込みできます。

【利用要件】

1. 保護者の状況 (下記のいずれかに該当)

- (1) 保護者が概ね週3日(日曜日を除く)以上、かつ、日中6時間以上の就労または就学をしている方のうち、正午～午後6時までの間で4時間以上(1年生は3時間以上)の就労または就学をしている方。 ※就労・就学時間に休憩時間を含みます。通勤時間は含みません。
- (2) その他看護、疾病、障害、出産等で保育することができない方。

2. 児童の状況 学校登校日(月～金曜日)に、早帰り(午後5時前の退室)をしない利用が概ね週3日以上あること(病気の場合を除く)

※現在育児休業中で、令和6年4月から6月末までに職場復帰する予定があり、4月1日から利用を希望する場合は、令和5年12月13日(水)までに申し込みしてください。

※区外にお住まいの方の利用については、児童保育課までご相談ください。

2. 利用申請書の配布場所

- ・各こどもクラブ、児童館
- ・台東区教育委員会 児童保育課放課後対策担当(台東区役所6階⑦番窓口)
- ・台東区ホームページ <https://www.city.taito.lg.jp/>内「申請書ダウンロード」サービス

申請書ダウンロード
サービス



3. 申請の受付期間・場所等

	利用案内2ページ No.1～27の こどもクラブが第1希望の場合	利用案内2ページ No.28の こどもクラブが第1希望の場合
受付期間	令和5年11月1日(水)～令和5年12月13日(水)(締切厳守)	
受付場所 (郵送不可)	第1希望の各こどもクラブ	児童保育課放課後対策担当 (台東区役所6階⑦番窓口)
受付時間	月曜日～土曜日 ※祝日を除く。 午前9時30分～午後6時 ※民設民営こどもクラブ(No.24～27)は午前 10時30分から受付。	月曜日～金曜日 ※祝日を除く。 午前8時30分～午後5時15分 ※水曜日は午後7時まで受付。

※上記締切の期限を過ぎると、4月1日からの利用ができない場合があります。

※利用決定は先着順ではなく、利用審査を行います。なお、受入可能人数を超える申請があった場合は、定員に空きが出るまで待機になることがあります。

※見学を希望する場合は、事前に各クラブへご連絡ください。(リッキッズ 学童クラブ松が谷は開設工事中のため見学できません。)

※特別な配慮を必要とする児童のお申し込みの場合、面談が必要となる可能性があるため、お早めにお申し込みください。

※医療的ケアを要する児童のお申し込みは、手続きの関係上、締め切りが11月30日(木)(締切厳守)、受付場所が台東区役所6階⑦番窓口(放課後対策担当)となります。なお、事前のご連絡(Tel.5246-1235)をお願いします。

◆日曜受付を行います。

日 時 令和5年11月12日(日)・12月10日(日)どちらも午前9時から午後5時まで

受付場所 児童保育課放課後対策担当 台東区役所6階⑦番窓口

所在地：台東区東上野4-5-6

※各こどもクラブでは、日曜受付を実施しませんのでご注意ください。

台東区こどもクラブ一覧 (令和6年4月予定)

各クラブの定員は変更になる場合があります。

◆…高学年障害児保育実施クラブ

〈公設民営クラブ〉

No.	こどもクラブ名	定員	併 設 施 設 名	所 在 地	電 話
1	千 東 ◆	40	千東児童館	千東3-20-6	3876-0380
2	東 泉	50	東泉小学校	三ノ輪1-23-9	3876-4214
3	東浅草	60	東浅草小学校	東浅草2-27-19	3874-4979
4	浅草橋(※1)	85	旧柳北小学校	浅草橋5-1-35	3863-0736
5	竹 町	60	—————	台東3-25-4	3839-1755
6	池之端 ◆	50	池之端児童館	池之端2-3-3	3827-7939
7	谷 中 ◆	70	谷中児童館	谷中5-6-5	3827-7936
8	松が谷 ◆	45	松が谷児童館	松が谷4-15-11	3843-0858
9	松 葉 ◆	95	松葉小学校	松が谷1-13-16	3845-0209
10	下 谷 ◆	110	柏葉中学校	下谷3-1-14	3871-0841
11	浅 草	40	浅草小学校	花川戸1-14-21	3844-8565
12	寿 ◆	64	寿児童館3階	寿1-4-5	3844-8629
13	寿第2 ◆	55	寿児童館1階	寿1-4-5	3844-8606
14	千東小学校	36	千東小学校	浅草4-24-11	3873-5821
15	竜 泉 ◆(※2)	90	(仮称)竜泉二丁目福祉施設敷地内	竜泉2-10-6	3871-6285
16	富 士	50	富士小学校	浅草4-48-9	3875-5159
17	北上野 ◆	50	駒形中学校	北上野2-15-6	3843-9525
18	田 原	40	ネクストサイト浅草ビル1階	雷門1-4-4	5828-3552
19	金 竜 ◆	55	金竜小学校敷地内	千束1-9-14	3871-5311
20	今 戸	50	今戸児童館	今戸1-3-6	5603-0151
21	石 浜	80	石浜小学校	清川1-14-21	3875-0551
22	蔵 前 ◆	80	蔵前小学校	蔵前4-19-6	3851-1611
23	根 岸 ◆	50	根岸小学校敷地内	根岸3-9-2	3872-1120

〈民設民営クラブ〉

No.	こどもクラブ名	定員	入 居 ビ ル 名	所 在 地	電 話
24	台東入谷(※3)	40	—————	入谷1-13-9	6802-2830
25	アスク浅草橋	40	アコルデ浅草橋2階	浅草橋3-26-3	5829-6210
26	トレジャー☆キッズクラブ元浅草校	50	元浅草SKビル2階	元浅草1-8-7	5830-3777
27	キッズクラブ蔵前	40	フォレシティ蔵前1階・地下1階	蔵前3-1-11	5829-4422
28	リックキッズ学童クラブ松が谷(※4)	34	石黒ビル1階	松が谷2-31-9	(未定) ※ご不明点は児童保育課にお問い合わせください。

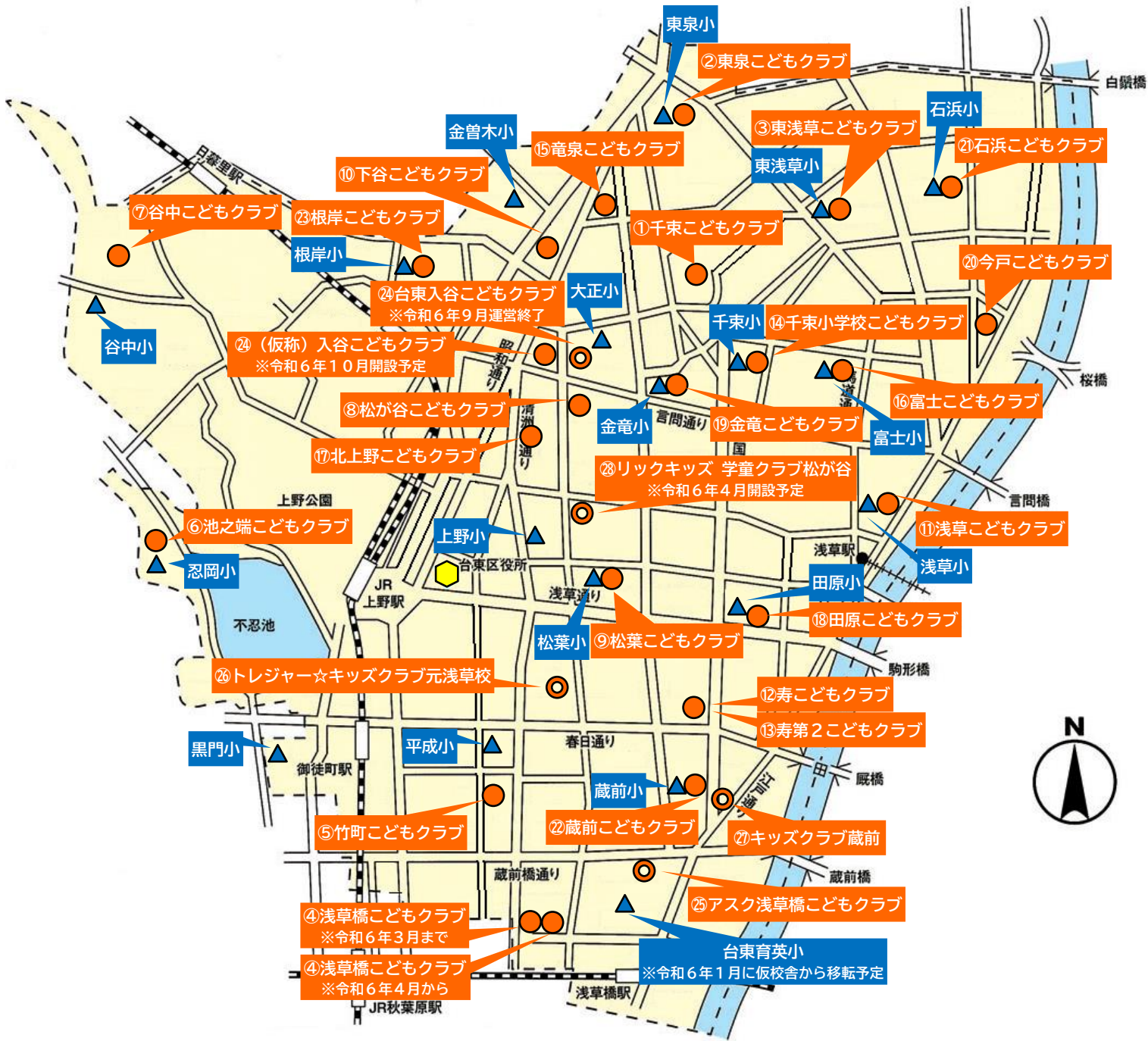
※1 令和6年4月から旧柳北小学校校舎内へ移転。定員増予定。

※2 令和6年度中に、同敷地内の新施設に移転予定。

※3 台東入谷こどもクラブ(民設民営)は、令和6年9月で運営を終了します。台東入谷こどもクラブ利用児童は、10月に入谷1-16-9(旧入谷老人福祉館内)に開設する公設民営の(仮称)入谷こどもクラブをご利用いただくこととなります。

※4 令和6年4月開設予定です。リックキッズ学童クラブ松が谷を第1希望とするお申し込みの場合、受付場所や受付時間が他の申請と異なります。詳細は利用案内1ページ目をご覧ください。

こどもクラブ 案内図



- ・・・公設民営こどもクラブ
- ・・・民設民営こどもクラブ
- ▲・・・台東区立小学校

4. 利用概要



【利用期間】 令和6年4月1日（月）～令和7年3月31日（月）

【利用時間】

	育成時間	延長育成時間
学校登校日	放課後～午後6時	午後6時～午後7時
学校休業日 (土曜日/春・夏・冬休み等)	午前8時～午後6時	午後6時～午後7時

※1年生は午後5時まで、2年生以上は午後6時まで一人帰りができます。それ以降の時間帯は保護者の方のお迎えが必要です。

※利用時間(延長利用含む)内での塾や習い事等による途中外出はできませんので、ご注意ください。

【休業日】 日曜、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）



【費用】

●育成料 月額4,000円（※延長育成料は別途 月額1,000円）

●おやつ代 月額2,000円（各こどもクラブで徴収）

育成料は原則として口座振替により徴収します。引落予定日は毎月月末です。

なお、口座振替の手続きについては、利用決定後にお知らせしますので、必ずお手続きをお願いします。

在籍中、育成料の未納が続く場合には、ご利用にあたっての相談をすることがありますので、必ずお支払いください。

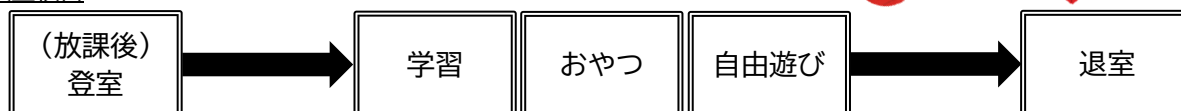
※区民の方を対象に、下記のとおり、減額や免除等の制度があります。（詳しくは利用決定時にお知らせします。）

	世帯の状況	育成料	おやつ代	申請時期
①	生活保護受給	免除	助成 (上限2,000円)	3月頃
②	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている			7月頃
③	住民税非課税			
④	就学援助受給	減額（5割）		
⑤	世帯で2人以上の児童がこどもクラブを利用	兄、姉分減額（5割）		

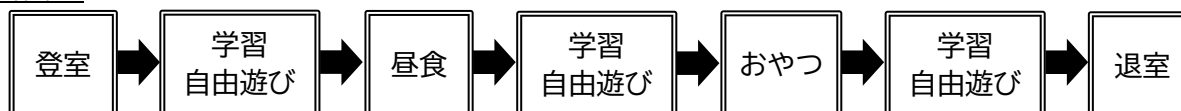
※上記④・⑤に重複して該当する場合でも、育成料の減額は5割までとなります。

■こどもクラブの一日の流れ■

学校登校日



学校休業日



※活動内容はこどもクラブによって異なります。具体的な内容については各こどもクラブにお問い合わせください。

5. 申請に必要な書類

提出書類		対象者	添付書類		
1	利用申請書 (第1号様式)	全員 (児童1人につき1枚)	手帳有の場合は、身体障害者手帳等の写し ひとり親に準ずる世帯の場合は、単身赴任者の就労 証明書または離婚調停中であることがわかる書類		
2	延長育成利用申請書 (第6号の2様式)	「延長育成」(注1)を 希望する場合	—		
3	就労証明書(※1) (第2号様式)	就労・就労内定してい る場合 育児休業中で職場に復 帰する場合	変則就労の場合は、3か月分のシフト表(就労日、 就労時間がわかるもの)等の写し		
		病気(※2)や障害に より児童の保育が困難 な場合	医師の診断書(児童の保育が困難であることがわか るもの)または身体障害者手帳等の写し		
	申出書 (第3号様式)	就学中の場合	在学証明書または学生証の写し	+	時間割表等
		出産月及び前後2か月 の場合	母子健康手帳の氏名のページ及び分娩予定日が記 載されているページの写し		
		介護・看護等で児童の 保育が困難な場合	医師の診断書または身体障害者手帳等の写し		
	求職中の場合 (2か月まで利用可)	(申出書のその他欄に「求職中」と記入)			
4	児童調査票	全員 (児童1人につき1枚)	—		

- ※1 父母及び父母以外の同世帯の家族(令和6年4月1日現在20～70歳)1人につき1枚ご用意ください。(父母以外の同世帯の家族についての書類提出がない場合は審査時に減点となります。)兄弟姉妹で申請する場合は、弟妹に添付してください。兄弟への添付は不要です。利用申請書の備考欄に、「就労証明書は、弟(妹)〇〇に添付」等と記載してください。就労証明書は、事業者の方が作成してください。就労実態について不明な点は、事業者にお問い合わせ場合があります。申請に必要な書類は、3か月以内に発行されたものが有効となります。

- ※2 病気で診断書を提出する場合、「入院し、又は住居内において常時臥床の状態であること」がわかるものまたは「週1回以上通院し、医師から安静に近い療養を指示されていること」等が記載されており、こどもクラブの利用が必要であることがわかるものを添付してください。

(注1)「延長育成」について

台東区では全てのこどもクラブで、保護者のお迎えを前提に午後6時～午後7時の延長育成を実施しています。申請できる方(資格要件)は、延長育成時間(午後6時～午後7時)に就労により児童の世話をする方がいない世帯です。希望する方は、利用申請書のほかに延長育成利用申請書が必要です。また、利用にあたっては、育成料(月額4,000円)のほかに延長育成料(月額1,000円)を別途負担してください。

(原則として、産前産後休業中または育児休業中の延長育成の利用はできません。ただし、ご家庭や保護者の方の状況によって延長育成の利用が必要な場合は各クラブにご相談ください。)



※台東区へ4月1日までに転入予定の方について

利用申請以降に台東区へ転入予定の方は、利用申請書に現住所及び転入先住所、転入予定日を明記してください。また、以下の書類を添付してください。

- ①台東区内への転入と住所が確認できる「住宅賃貸契約書」または「売買契約書」等の写し（金額については塗り消してもかまいません。）
- ②現在の住所が確認できるもの（運転免許証など）の写し
- ③ひとり親世帯の方は児童扶養手当証書やひとり親医療証、児童育成手当認定通知書等ひとり親世帯の確認ができる書類の写しいずれか1つ。これらの給付を受けていない場合は、世帯全員の続柄が記載された住民票の写し。

なお、4月1日までに台東区への転入が確認できない場合は、利用承認を取り消すこととなります。

6. 申請にあたっての注意事項



1. 申請書の記載事項に不備がある場合は、訂正印または署名による訂正が必要です。申請の際は必要に応じて印鑑をお持ちください。（※シャチハタ等のスタンプ式ではないもの）
2. 就労証明書等必要書類が添付されていない申請書や書類の記載事項に不備がある場合は受け付けできません。受付締切日までに、添付書類も揃っていることが必要です。余裕を持ってお申し込みください。（※書類不備の場合、書類が揃った時点での申請になります。）
3. 郵送での申請受付はいたしません。申請書類は必ず、こどもクラブ等へご持参ください。
※申請時点で遠方に住んでいる等やむを得ない事情がある場合は、児童保育課までご相談ください。
4. 利用申請書に記入した第1希望のこどもクラブが定員超過のため利用できない場合がありますので、第2希望、第3希望がある方はご記入ください。
5. 利用申請書提出後に希望するこどもクラブを変更する場合は、受付期間内（12/13（水）まで）に変更届をご提出ください。
受付締切後に希望のこどもクラブを変更した場合は、変更日が利用申請日となり、受付締切後に利用申請したこととなります。変更先のこどもクラブの申込状況によっては、待機となる場合があります。
6. 利用申請書の通勤時間は検索ソフトにて確認します。所要時間が異なる場合は、区が修正した内容で指数を算出する場合があります。
7. 利用申請後に申請をやめるときは、申請取下書をご提出ください。

※入学する小学校の変更（指定校変更）により、希望するこどもクラブを変更する場合は、令和6年1月25日（木）までに、児童保育課放課後対策担当（区役所6階⑦番窓口）へ直接変更届をご提出ください。ご持参が難しい方はご相談ください。（※記載の期限までに提出された指定校変更によるこどもクラブの変更のみ、受付締切内の変更として扱います。）

☆提出確認チェック一覧

- ・書類は揃っていますか
 - ①利用申請書（必須） ②延長育成利用申請書（必要な方）
 - ③児童調査票（必須） ④就労証明書または申出書（必須）
 - ⑤その他必要な添付書類
 - ・印鑑（スタンプ印以外）をお持ちですか（必要な方のみ）
 - ・油性ボールペンで書いていますか
- （※フリクションペン等の消せるペン、水性ボールペンは不可）



☆各種申請書は区のホームページ「申請書ダウンロード」サービスからダウンロードできます。
また、各こどもクラブ・児童館、台東区教育委員会児童保育課でも配布しています。

7. 利用決定までの流れ



申請

【利用申請】
1～6ページ参照

利用審査

【利用の決定方法】

1. 利用審査会において、「こどもクラブ利用審査基準表（8～9ページ）」に基づいて保育が必要な状況や児童の状況等を総合的に判断し、保育の必要性の高い児童から、第1希望のこどもクラブについて受入可能人数の範囲内で利用を決定します。
（※区外にお住まいの方については、区民の方の決定後の審査となります。）

2. 第1希望のこどもクラブが定員超過のため利用できない場合

利用申請書に第2希望及び第3希望クラブ名の記入がある場合

⇒ 第2希望クラブの利用の審査を行います。第2希望クラブも定員超過のため利用できない場合は、第3希望クラブの利用の審査を行います

審査結果等の通知

【利用審査結果等の通知】

12月13日（水）までに申請された場合は2月中旬に発送予定です。それ以降の申請については利用開始日の1週間程前までに通知します。

① 利用が決定した場合

➡利用承認通知書をお送りします。

【利用の承認期間について】

利用承認期間は、年度末（令和7年3月31日）を限度として、就労証明書、申出書等により、原則として児童の保育が必要な状況が確認できる期間までとなります。
※求職中の場合、承認期間は2か月間です。2か月以内に就労証明書等の提出があれば、利用承認期間を延長することができます。

【第2・3希望のクラブに決定した場合】

第2・3希望クラブを利用しながら、第1希望クラブを引き続き希望する場合は、再度、利用申請書の提出が必要となります。（※詳細については、利用承認通知書を送付する際にご案内します。）

② 待機になった場合

➡利用待機通知書をお送りします。

待機となった場合は、希望のこどもクラブに欠員が出た時点で再度審査し利用の可否を決定します。当初の申請内容（住所・電話番号・就労先等）に変更があった際は、その都度必要書類をご提出ください。

(例)・求職中だったが就労先が決まった。
・就労日数が増えた。就労時間が延びた。

} 決まった時点で「変更届+就労証明書」をご提出ください。再度審査する際に優先度が変わります。

※ご提出いただいた申請書類は当該年度中（1年間）有効です。待機中にこどもクラブの利用の必要がなくなった場合は「申請取下書」を提出してください。

【こどもクラブ利用審査基準表】

総合指数（基本指数+調整指数）をもとに利用審査を行い、利用の決定をします。

1. 基本指数

保護者の状況				基本指数
児童の保育にあたれない理由				
居宅外勤務	日中6時間以上の就労	週5日以上 (月20日以上)	勤務終了後直ちに帰宅した時間が午後6時以降	10
			〃 午後5時～午後6時前	9
			〃 午後4時～午後5時前	8
		週4日 (月16～19日)	勤務終了後直ちに帰宅した時間が午後6時以降	9
			〃 午後5時～午後6時前	8
			〃 午後4時～午後5時前	7
		週3日 (月12～15日)	勤務終了後直ちに帰宅した時間が午後6時以降	8
			〃 午後5時～午後6時前	7
			〃 午後4時～午後5時前	6
居宅内勤務	日中6時間以上の就労	週5日以上 (月20日以上)	勤務終了時間が午後6時以降	9
			〃 午後5時～午後6時前	8
			〃 午後4時～午後5時前	7
		週4日 (月16～19日)	勤務終了時間が午後6時以降	8
			〃 午後5時～午後6時前	7
			〃 午後4時～午後5時前	6
		週3日 (月12～15日)	勤務終了時間が午後6時以降	7
			〃 午後5時～午後6時前	6
			〃 午後4時～午後5時前	5
	内職	内職を常態（週3日、1日6時間以上）	5	
出産		出産月及び当該月の前後それぞれ2か月	8	
疾病		入院	10	
		常時病臥	9	
		通院（一般療養）	5～7	
障害		身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳 1～2級（度）	10	
		身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳 3級（度）	8	
		身体障害者手帳、愛の手帳 4級（度）	6	
介護・看病	日数により居宅外勤務に準ずる	病院・施設等（日数に応じて）	6～10	
		寝たきり高齢者、重度心身障害者	9	
		自宅療養	5～7	
就学・技能習得	居宅外勤務に準ずる	保護者が就学・技能習得等のため外出を常態としている場合	居宅外勤務に準ずる	
ひとり親・不存在		ひとり親・不存在（死亡、別居、行方不明、単身赴任等）	10	
その他	緊急時の対応	火災等による家屋の損傷で復旧までの間保育できない場合 保護者の事故等により保育できない場合	10	
		求職中（原則として2か月）	5	
特例		前各号に掲げるもののほか、明らかに保護に欠けると認められる場合	5～10	

（注1）基本指数の算定は、保護者2人の指数を合算します。保護者が1人の場合は、1人の基本指数に「ひとり親・不存在」の10を加算します。

（注2）複数の事由に該当する場合は、そのうち指数の高い方を適用します。

（注3）「居宅外勤務」とは、日常的に自宅以外の事務所等で就労していることを指します。「居宅内勤務」とは、自宅と同一住所に事務所等があり、就労していることを指します。なお、同一ビル内や同一敷地内等の近隣の場合も「居宅内勤務」とします。

（注4）勤務日数には、日曜日は含みません。勤務時間数には、休憩時間を含みます。

（注5）時短勤務の場合でも所定の労働時間で指数を算出します。

（注6）疾病の「通院（一般療養）」とは、提出された医師の診断書に、「週1回以上通院し、医師から安静に近い療養を指示されていること」等が記載されており、こどもクラブの利用が必要である場合のことを指します。

2. 調整指数

1 同居の家族等の状況					
(1) ひとり親世帯・両親不存在				+2	
ひとり親に準ずる世帯（離婚調停中で別居、単身赴任）※				+1	
(2) 保護者の帰宅が午後3時～午後4時前（1年生のみ）				-1	
(3) 父母以外の同居者（20歳以上70歳以下）が就労、就学、療養等の状況になく、放課後保育にあたる場合				-0.5	
(4) 未就学児がいる世帯 0～3歳児 一人につき				+1	
(5) 重複該当（就労中で疾病、障害、介護・看護、就学等に該当の場合）※				0～+2	
2 児童の状況					
(1) 学年	1年生	+5	4年生	-2	
	2年生	+2		5年生	-3
	3年生	-1		6年生	-4
	障害等のある3年生～6年生			0	
	(2) 児童の出席率		80%以上		+1
		70%～80%未満		0	
		60%～70%未満		-1	
		50%～60%未満		-2	
		50%未満		-3	
(3) 週2日以上、定期的に早帰りをする場合				-1	
(4) 午後6～7時の延長保育を利用する場合				+0.5	
3 育成料を正当な理由なく3か月以上滞納している場合（兄弟姉妹にかかる育成料を含む）				-2	
4 児童本人が身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合、または特別支援学校、特別支援学級に通っている場合※				+3	
5 児童福祉等の観点から特別の配慮が必要と認められる場合、その他、上記に掲げる場合のほか、明らかに調整が必要と認められる場合				-3～+3	

（注1）調整指数は重複で適用します。

（注2）※印のある項目の加算には、証明書類の提出が必要です。（特別支援学校、特別支援学級に通っている場合を除く）

（注3）重複該当の加点は対象者の基本指数が10を超えない範囲とします。

（注4）「学年」は令和6年4月1日時点の学年で算出します。「障害等のある3年生～6年生」は、【調整指数】4に該当する児童をいいます。

（注5）「児童の出席率」は令和5年4月から11月（月～土曜日）の出席率を使用します。令和5年度にこどもクラブに通っていない児童や新1年生については、加算又は減算はありません。

3. 指数が同一の場合の優先順位

総合指数が同一の場合、以下の優先項目等により総合的に判断します。

順位	項目
1	学年の低い児童
2	特別な配慮の必要性がある児童
3	ひとり親世帯、両親不存在
4	ひとり親に準ずる世帯（離婚調停中で別居、単身赴任）
5	保護者の就労状況（勤務地、勤務時間等）
6	多胎児
7	きょうだいで同一のクラブを申請している

8. 障害のある児童、配慮を要する児童等の利用について

こどもクラブは集団保育が基本となりますので、特別な配慮が必要な場合には利用申請書にて必ずお知らせください。

※「高学年障害児の保育」について

千束こどもクラブ、池之端こどもクラブ、谷中こどもクラブ、松が谷こどもクラブ、松葉こどもクラブ、下谷こどもクラブ、寿こどもクラブ、寿第2こどもクラブ、竜泉こどもクラブ、北上野こどもクラブ、金竜こどもクラブ、蔵前こどもクラブ、根岸こどもクラブでは、トイレ設備等の対応を行い、高学年障害児保育を実施しています。

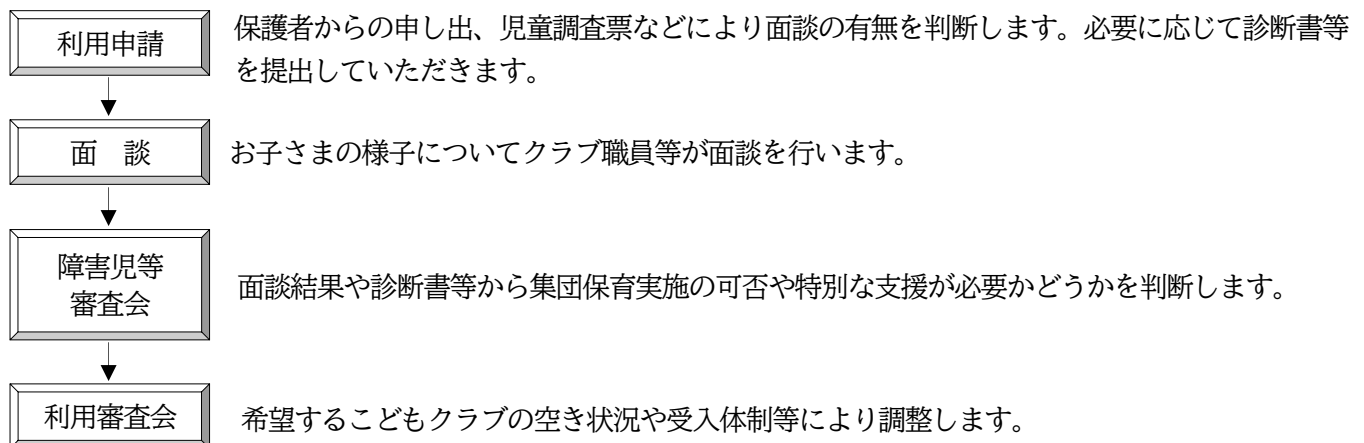
【対象者・人数】 小学校5、6年生の軽度の障害児のうち、一定の施設・設備等が必要な児童。
(定員によって受入人数が異なります。)

※医療的ケアを要する場合は、必ず事前に、児童保育課にご相談ください。

【利用審査】

利用審査会のほか、「障害児等審査会」を行い、児童の障害の状況や配慮の必要度、施設の状況などを総合的に検討して、安全に集団生活を送れるかどうかを考慮のうえ、こどもクラブ利用の可否を決定します。利用申請受付後、面談を行い児童の状況についてお聞きするほか、保護者の方の同意を得たうえで、関係機関（松が谷福祉会館、保育園等）に問い合わせをする場合があります。あらかじめご了承ください。

心身に障害のあるお子さまや、心身の発達状況から配慮を必要とするお子さまの申し込みは次のような流れとなります。



放課後等デイサービスについて

児童福祉法に基づくサービスで、療育や訓練等が必要な児童に対して、児童通所施設にて、日常生活の基本動作の指導、知識や技能の提供、集団生活への適応訓練等の支援を行います。

学校の授業終了後や学校休業日に通う、療育機能を備えた福祉サービスです。

台東区内に10施設（令和5年10月現在）あります。申込み先は松が谷福祉会館です。

（電話：5246-9651）

※こどもクラブに在籍したまま、放課後等デイサービスの療育を利用することができます。放課後等デイサービスの利用により、週3日以上欠席をする場合は、事前にこどもクラブへご相談ください。

9. その他

1. 申請内容（就労状況や家庭状況など）が変わり、利用要件を満たさなくなった場合には、利用承認を取り消します。
2. こどもクラブ育成料・延長育成料に未納がある方は、申請前に必ず未納分を納めてください。前年度や同世帯（兄弟姉妹関係含む）において未納がある場合、利用の内定が保留になることがあります。



こどもクラブQ&A

Q 利用審査はどのようにするのですか。

A こどもクラブ利用審査基準（8～9ページ）に基づき、審査を行います。保護者や児童の状況等を考慮し総合的に判断し決定します。

Q 夏休みだけなどの短期間の利用はできますか。

A 長期学校休業日（夏休みなど）のみの一時的な保育は原則行っておりません。

なお、入院・出産など特別な事情がある場合は、期間を区切って利用することができますので、ご相談ください。ただし、こどもクラブの定員に空きがある場合に限りです。

Q こどもクラブの育成時間中の途中外出はできますか。

A こどもクラブは、保護者が就労等で放課後に保育をすることができない家庭の児童の居場所であり、集団保育の中で、友達と遊ぶ力や自分で判断する力を育てる放課後児童健全育成事業です。

こどもクラブから塾や習い事などに行き、またこどもクラブに戻るという途中外出については、認めておりません。こどもクラブを早帰りまたは欠席することになります。その際は、必ず事前に、こどもクラブにご相談ください。

Q 習い事をしているのですが、早帰り（午後5時前の退室）はできますか。

A 週2日までは早帰りを認めています。こどもクラブは集団保育を行うため、学校登校日（月～金曜日）のうち、概ね週3日は早帰りをしないでこどもクラブを利用する児童を対象としています。

Q 保護者の就労のため、土曜日にこどもクラブを利用するのですが、土曜日を含む週3日の利用でも申し込みできますか。

A 土曜日にこどもクラブを利用する場合、土曜日を含む週3日以上の利用があれば申請できます。ただし、学校登校日（月～金曜日）のうち、2日以上は早帰りをしない利用が必要です。

Q 放課後等デイサービスにも通いたいのですが、併用はできますか。

A 併用できます。放課後等デイサービスの利用により、週3日以上欠席や途中外出をする場合は、事前にこどもクラブへご相談ください。なお、放課後等デイサービス利用のためこどもクラブを欠席する場合、週2日までは欠席扱いにはなりません。

Q 小学校内以外のこどもクラブに通いながら、放課後子供教室にも参加できますか。

A 参加できます。その際は事前にこどもクラブに連絡をしてください。放課後子供教室参加のためこどもクラブを欠席する場合、週2日までは欠席扱いにはなりません。ただし、週3日はこどもクラブの利用が必要です。

Q お迎えは必要ですか。

A 1年生は午後5時以降、2年生以上は午後6時以降は保護者のお迎えが必要です。それぞれ決められた育成時間までに、必ずお迎えをお願いします。

延長育成は、月ごとの申請が可能です。お迎えが6時を過ぎることがあらかじめ分かっている場合は申請が必要となります。(※原則、前月10日までに申請してください。)

代理の方のお迎えは、高校生以上に限ります。

Q 延長育成時間(午後6～7時)におやつはできますか。

A おやつの提供は原則通常の育成時間内(午後3時～4時頃)のみとなります。

また、おやつの持ち帰りは禁止しています。

Q 土曜日や夏休みなど学校給食がない日の昼食はどうすればいいですか。

A 学校給食のない日は、お弁当をご用意ください。学校の給食献立表で給食の有無を確認し、お弁当を忘れることがないようにご注意ください。

ただし、長期休業日等については宅配弁当サービスが利用可能です。詳細は各こどもクラブにお問い合わせください。

Q 学級閉鎖の場合は、自分の子供が元気であれば、こどもクラブで保育してもらえますか。

A こどもクラブの利用はできません。感染拡大防止のために学級閉鎖をしていますので、ご自宅で過ごしていただきます。

Q 現在育児休業中で、8月に職場へ復帰する予定ですが、いつから申し込みができますか。

A 保護者が育児休業中の場合、職場復帰する月の2か月前の1日から利用することができます。利用を希望する月の前月10日までに申請してください。

8月に職場へ復帰する予定で、2か月前の6月1日から利用を希望する場合は、5月10日までに申し込み、5月下旬に結果が通知されます。定員に空きがあれば6月1日から利用可能です。

Q こどもクラブ在籍中に産前産後休業、育児休業に入った場合はいつまで利用できますか。

A 令和6年4月2日以降に産前産後休業、育児休業に入った場合は、休業の取得期間を確認できる就労証明書書を提出してください。令和7年3月末日まで利用可能です。

Q 派遣社員のため、就労証明書の期間が3か月のものしか提出できない場合、どうすればいいですか。

A 「就労証明書」の『No.14 備考欄』部分に更新予定の有無を記載し、更新後に新しい就労証明書又は更新の分かる書類(契約書等)を提出してください。

Q 就職したばかりのため、変則就労ですが3か月分のシフト表が提出できない場合、どうすればいいですか。

A 提出可能な期間のシフト表を提出してください。就労内容の確認のため、後日追加でシフト表の提出をお願いする場合があります。



放課後子供教室のご利用について

放課後子供教室は、全ての児童を対象として、授業終了後そのまま学校に残り、校庭、体育館などの学校施設を活用して安全・安心な居場所を確保し、学習やスポーツ、様々な体験・交流活動の機会を提供する事業です。

夏休みなどの長期休業中も朝8時から実施していますので、お弁当を持参して1日過ごすことができます。

令和5年10月現在、台東区内の12校（上野小、平成小、根岸小、忍岡小、谷中小、大正小、浅草小、蔵前小、東浅草小、千束小、石浜小、金竜小）で実施しており、令和6年度には新たに3校（東泉小、黒門小、松葉小）で実施予定です。

- <対象者> 実施している小学校に在籍する1～6年生の全児童
<利用料> 無料 ※保険代800円（年間）の負担あり
<実施日> 月～金曜日（土・日・祝、年末年始、学校閉鎖期間（8月中旬）、振替休業日、4月の給食開始前を除く）
<実施時間> 学校登校日 放課後～午後4時45分
長期休業日 午前8時～午後4時45分
（1日利用はお弁当が必要です。おやつはありません。）

※実施日時は学校によって異なる場合があります。

※毎月、翌月のプログラムなどを記載したお便りを配布いたしますので、利用する日をお子様と確認してください。

（学校登校日の流れ）



<申し込みについて> ※下記は一例です。内容は実施小学校によって異なります。

- ・2月頃に利用案内と参加申込書を配布いたします。（新1年生は入学説明会で配布します）
- ・事前申込みは2月～3月頃に行いますが、事業開始後も申込みができます。
- ・申込み時に申込書と保険代800円（年間）が必要です。
- ・申込み後「参加カード」が配布されます。参加カードは利用時に必要となります。

配慮を要するお子さまのご利用について

放課後子供教室は全児童を対象とした事業です。集団活動に配慮を要するお子さまのご利用については、利用方法について相談をさせていただくことがありますので、ご了承ください。

お問い合わせ：台東区教育委員会 児童保育課放課後対策担当（台東区役所6階⑦番窓口）
電話 5246-1235

児童館のご利用について

台東区には、児童館が8館あります。児童館は子供たちが放課後いったん帰宅してから来館し、いつでも誰でも自由に利用できる安心で安全な居場所です。お子さまの放課後の過ごし方の一つとして、児童館はいかがでしょう。

児童館は、様々な遊びや体験を通して、子供たちの豊かな心を育む施設です。

<開館時間> 午前9時30分から午後6時まで

<閉館日> 日曜日・祝日（5/5除く）・年末年始（12/29～1/3）

<各児童館>



児童館名	所在地	電話
千束児童館	千束3-20-6	3874-1714
玉姫児童館	清川2-22-13	3874-6571
台東児童館	台東1-11-5	3832-8493
池之端児童館	池之端2-3-3	3823-6644
松が谷児童館	松が谷4-15-11	3841-6734
今戸児童館	今戸1-3-6	3876-1656
寿児童館	寿1-4-5	3844-8602
谷中児童館	谷中5-6-5	3824-4043

★児童館のランドセル来館事業について

保護者の就労や介護等で、放課後を児童のみで過ごすことが不安な小学生を対象とし、小学校から直接児童館に来館して、帰宅時間（最長午後6時）までの居場所を提供する事業です。利用は登録制で、利用料金は無料です。（1日あたりの受け入れ定員15名）ただし、1年生が午後5時以降に帰宅する場合は、保護者の方のお迎えが必要となります。

令和6年度の利用については、令和6年3月1日以降、各児童館に直接保護者の方がお申し込みください。（受付時間は平日の午前9時30分から午後5時30分まで）

MEMO



お問い合わせ ※ご不明な点は下記の担当までご連絡ください。

台東区教育委員会児童保育課放課後対策担当（台東区役所6階⑦番窓口）

所在地：台東区東上野4-5-6 電話：5246-1235